

シビル・ミニマムと社会情勢に対応 した富士市の浄化槽行政 ～市独自事業による単独転換の推進事例～



富士市制施行50周年

『富士のもと

夢をつなげて 50年』

平成29年1月30日
静岡県富士市上下水道部
生活排水対策課 石川浩之

今日の説明について

- **第1部 富士市生活排水処理長期計画**
汚水処理は行政の責務（シビル・ミニマム）
- **第2部 実務（取り組み内容）**
小さなPDCAと小さな取り組みの積み重ね Win-Win
- **第3部 この事業を通して**
固定観念を捨て、客観的に素早く、出来ることから始める

富士市の位置

市域

- ・広がり 東西23. 2km
南北27. 1km
- ・面積 244. 95km²
- ・海拔 最高3, 421m
最低0. 7m

総人口

(H28年4月1日現在)

- ・総人口 256, 126人
- ・世帯 102, 634世帯



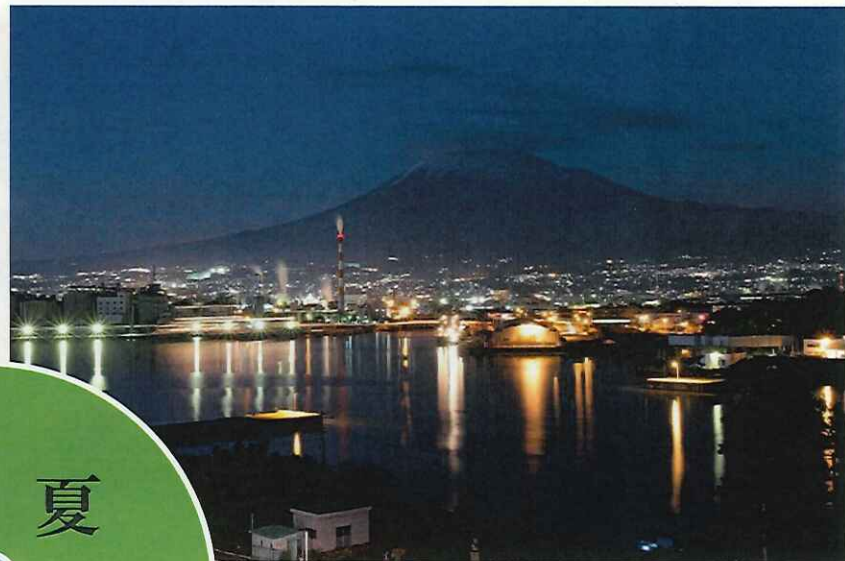
紙のまち富士市

紙データ (H28年1月現在)

- ・製紙会社 51社、59工場
- ・生産量 2,416,245t(9.1%)
(うち、トイレットペーパーの生産量
328,736t(31.6%))



富士山に抱かれたまち

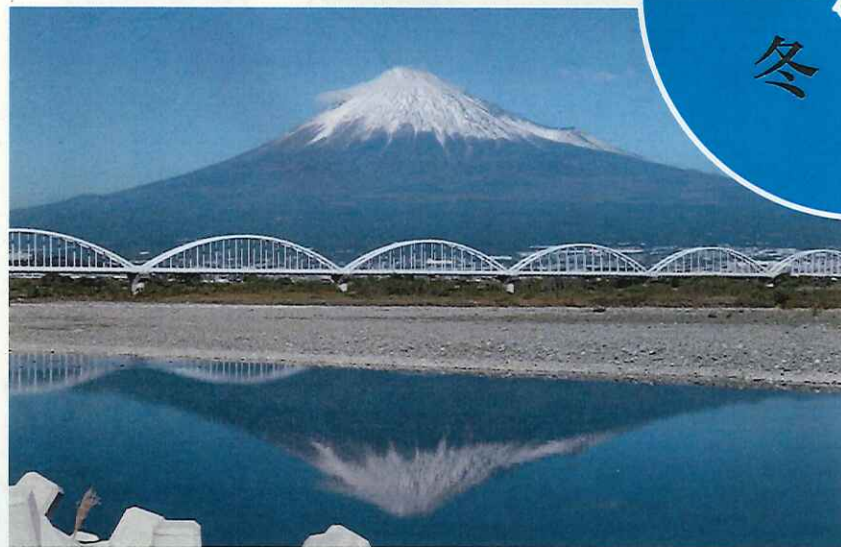


春

夏

冬

秋



水の循環

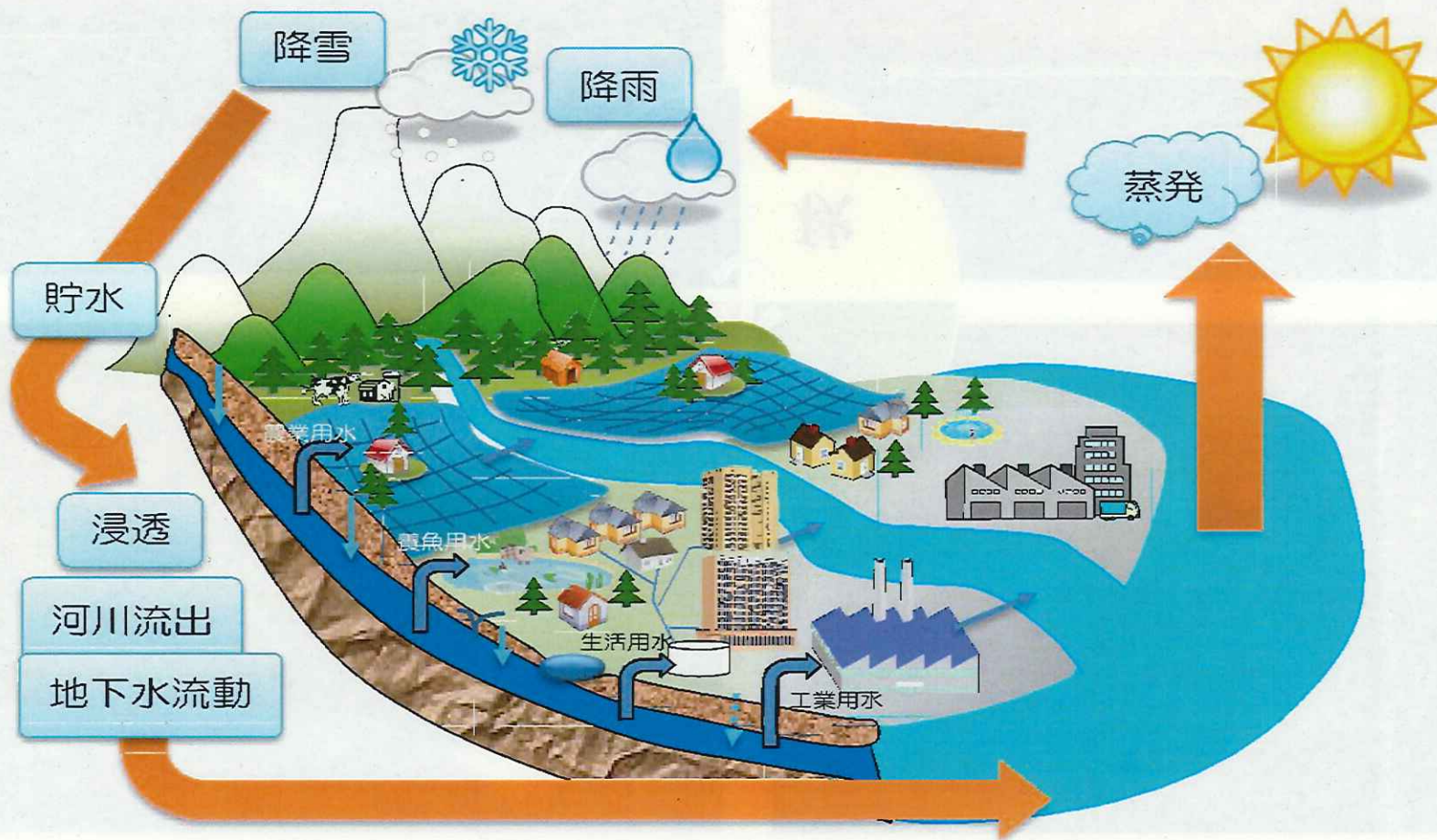


図 流域の水循環の概略

出典: 静岡県環境衛生科学研究所

富士市の組織

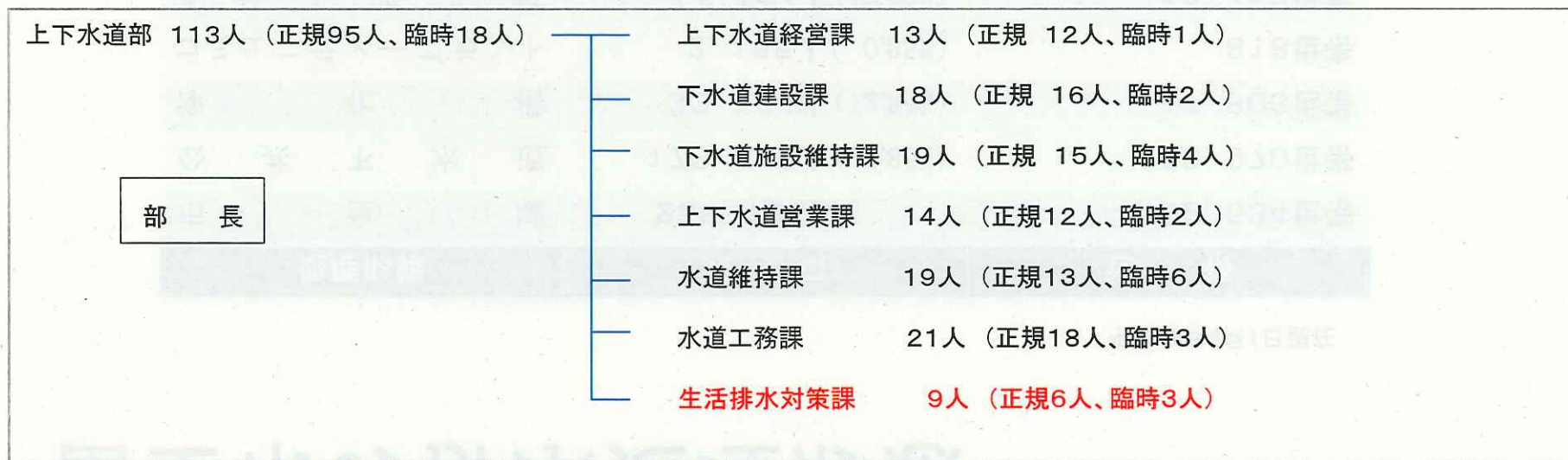
行政機関(H24年3月31日まで)

- ・14部、81課(15室)
- ・上下水道部
下水道総務課生活排水担当 13人



行政機関(H28年4月1日現在)

- ・14部、87課(12室)
- ・上下水道部(H24年度～
下水道企業会計化)
生活排水対策課(一般会計)



富士市の排水処理形態

平成28年4月1日現在

処理形態	人 口	世 帯
市 全 域	256, 126人	102, 634世帯
公 共 下 水 道	173, 819人(67.86%)	69, 970世帯
浄 化 槽	32, 134人(12.54%)	11, 803世帯
コミュニティープラント	2, 165人(0.85%)	818世帯
み な し 浄 化 槽	44, 454人(17.36%)	18, 117世帯
く み 取 り 便 槽	3, 376人(1.32%)	1, 828世帯
マ ッ チ な し	178人(0.07%)	98世帯

汚水処理人口 208, 118人
汚水衛生処理率 81.26%
(汚水処理人口普及率 86.69%)

第1部 生活排水処理長期計画

ポイント

- 汚水処理は行政の責務
 - ・国として最低限の生活を保障するもの
(ナショナル・ミニマム、セーフティーネット)
 - ・地方自治体として市民が生活する最低限必要な生活基準・水準(シビル・ミニマム)→生活排水処理
- 社会情勢に対応した柔軟な施策
 - ・汚水処理の手法(ツール)をどう組み合わせるか
 - ・最適化の選択とマネージメント(経営、判断能力)

生活排水処理長期計画策定に向けて

	旧富士川町	富士市	旧富士市
S61	浄化槽設置補助制度スタート		
H1			浄化槽設置補助制度スタート
H15	浄化槽市町村整備事業 検討開始		
H18	(PFI事業検討)		富士市生活排水ビジョン 策定
H19			生活排水処理業務の 一元化
H20 (11月)		《 市町村合併 》	富士市生活排水処理 長期計画策定開始
H21		富士市生活排水処理 長期計画策定	
H22		長期計画に基づく施策開始	

富士市生活排水処理長期計画

計画策定の目的

富士市の生活排水処理を「早く、安く、効率的」に進めるため、下水道区域と浄化槽区域の再検討を行い、更に、浄化槽の設置促進策及び適正な維持管理誘導策などをまとめるものです。

生活排水処理の基本方針

- ①計画目標年次までに、下水道整備と浄化槽の設置・切り替えを概ね完了する。
- ②早期の水質改善を目標に、下水道区域と浄化槽区域の再検討を行う。
- ③早期に生活排水処理を行うための制度を整える。
- ④適正な維持管理を行うための制度を整える。
- ⑤市民に分かりやすい生活排水処理事業とする。

計画目標年次

目標年次：平成41年(2029年)

計画期間：平成22年度～平成41年度までの20年間



下水道計画区域を縮小して、浄化槽整備及び維持管理補助の原資を捻出

富士市生活排水処理長期計画



計画策定の目的

富士市の生活排水処理を「早く、安く、効率的」に進めるため、下水道区域と浄化槽区域の再検討を行い、更に、合併処理浄化槽の設置促進策及び適正な維持管理誘導策などをまとめるものです。

生活排水処理の基本方針

- ①計画目標年次までに、下水道整備と合併処理浄化槽の設置・切り替えを概ね完了する。
- ②早期の水質改善を目標に、下水道区域と浄化槽区域の再検討を行う。
- ③早期に生活排水処理を行うための制度を整える。
- ④適正な維持管理を行うための制度を整える。
- ⑤市民に分かりやすい生活排水処理事業とする。

計画目標年次

目標年次：平成41年(2029年)

計画期間：平成22年度(2010年)～平成41年度(2029年)までの20年間

下水道計画区域の見直し(早く)

見直し前



見直し後

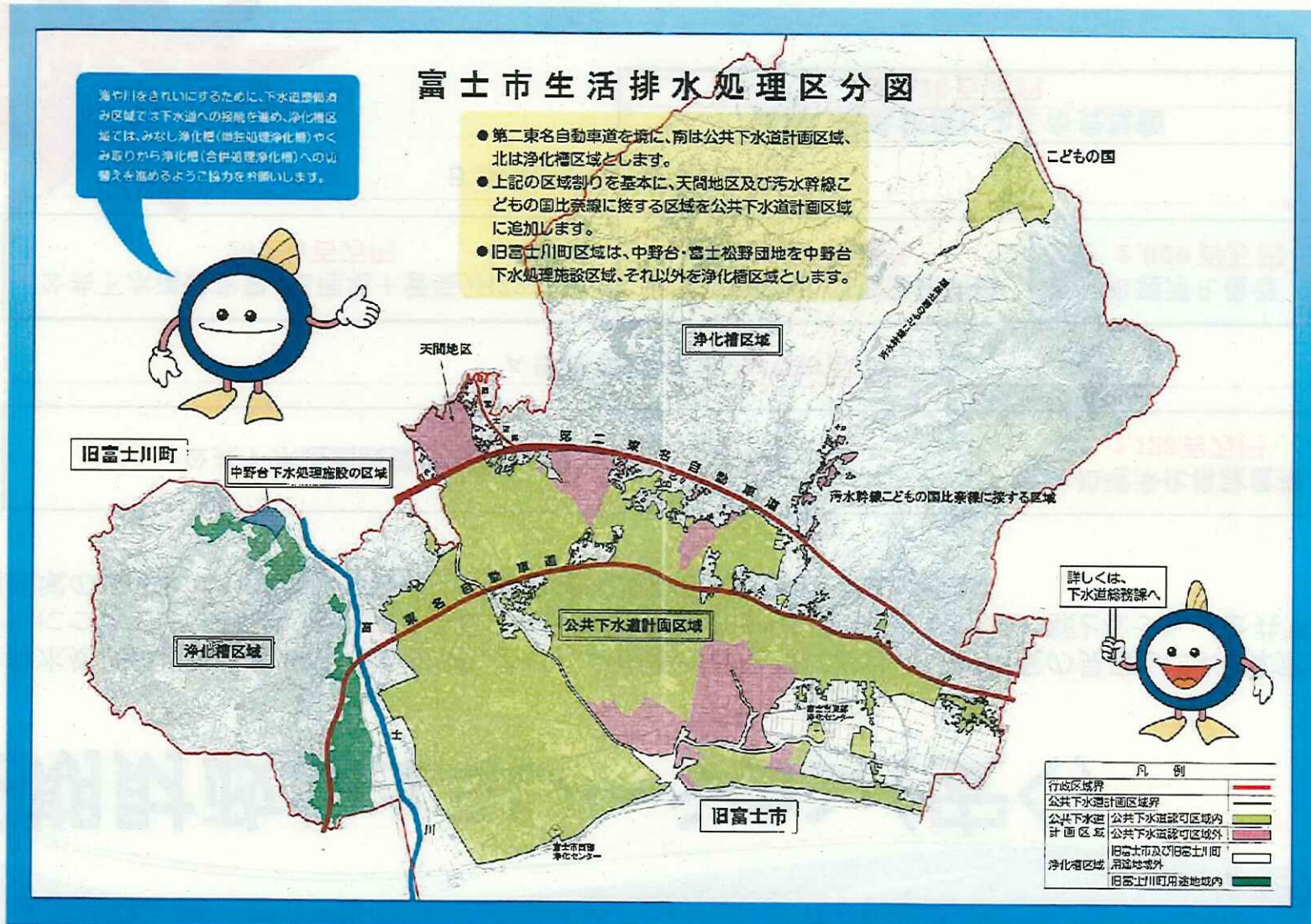


下水道区域の再検討



下水道区域を縮小し、浄化槽区域へ変更 12

富士市生活排水処理区分図



長期財政シュミレーション(安く)

生活排水処理に関わる整備手法の見直し並びに合併処理浄化槽における補助制度の見直しにより算定された市費分については、現行整備手法で必要とする市費枠の約96%を費やしての見直し額となった。(公共下水道計画区域の縮小に伴う削減額を合併処理浄化槽補助制度の上乗せ額とし計上)

(現行)	公共下水道建設費(処理場+管渠)32,907百万円	合併処理浄化槽設置補助費 1,123百万円	
A 総負担枠(市費) 34,030百万円			
(見直し)	公共下水道建設費(処理場+管渠)H22以降 26,758百万円	合併処理浄化槽設置補助費 3,046百万円	合併処理浄化槽管 理費 2,890百万円
			削減額 1,336 百万円
B 総負担枠(市費)32,694百万円			
			B/A 96.1%
		見直し補助制度による市費総額 5,936百万円	



汚水処理施設整備 34,030 百万円	32,694 百万円に縮減
1,336 百万円の削減効果	

富士市浄化槽補助制度(効率的)

合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽設置に市費による補助額を上乗せし、個人負担を軽減することにより、合併処理浄化槽の設置を促進します。

1. 設置や転換を促進する補助制度の改正

【現行の制度】

公共下水道事業認可区域外で浄化槽を設置する場合には、4割の補助を受けることができる。

【改正の制度】

市の補助額を上乗せし、個人負担を軽減することにより、浄化槽への転換を促す。

2. 適正な維持管理を誘導する補助制度の創設

浄化槽の処理水を良好な状態に保つためには、保守点検や清掃、法定検査が必要となります。適正な維持管理を誘導するために、維持管理費の一部を市が補助する制度を新たに創設する。

3. 浄化槽適正維持管理指導員制度の充実

浄化槽の能力を発揮させ、処理水の良好な水質を担保するため、保守点検・清掃そして法定検査など、浄化槽の適正な維持管理指導をする浄化槽適正維持管理指導員を配置し、個別訪問による指導で啓発を図る。また、みなし浄化槽から浄化槽への転換指導などを積極的に実施する。

【区域、人槽別補助金額】

区域	人槽	住宅の新築、増築又は改築に伴う浄化槽の設置で、建築確認を行うもの	住宅の建築に伴わない浄化槽の設置で、みなし浄化槽又はくみ取り便所から浄化槽へ転換できるもの	
		補助金額	補助金額	
浄化槽区域	富士川以東の区域	5	569,000円	735,000円
	及び富士川以西の用途地域外の区域	5~7	711,000円	919,000円
		8~10	942,000円	1,216,000円
	上記以外の区域	5	735,000円	735,000円
		5~7	919,000円	919,000円
		8~10	1,216,000円	1,216,000円
公共下水道計画区域	公共下水道認可区域外	5	332,000円	415,000円
		5~7	414,000円	517,000円
		8~10	548,000円	665,000円
	公共下水道認可区域内	5	332,000円	332,000円
		5~7	414,000円	414,000円
		8~10	548,000円	548,000円

※公共下水道認可区域内においては、7年以内での整備が見込まれない区域のみが該当する。

合併処理浄化槽維持管理補助制度

合併処理浄化槽の適切な維持管理を誘導するために、浄化槽法第11条検査を実施することなどを条件に、維持管理費の一部を補助するものとします。

【補助対象区域】 下水道が供用開始されてから1年を経過した区域を除く全市

【補助対象浄化槽】 主に一戸住宅に設置された10人槽以上の合併処理浄化槽で維持管理が適正に実施されているもの

【補助金額】 1年度当たり 18,000円/年

浄化槽に関する問合せ先

下水道総務課 生活排水担当

TEL:0545-55-2802 FAX:0545-53-0902

E-Mail: gesui@div.city.fuji.shizuoka.jp



※詳しくは、富士市ウェブサイト下水道部下水道総務課のページをご覧ください。

富士市浄化槽設置費補助制度

1. 設置費補助を受けられる方

専用住宅(主に住居の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に浄化槽を設置する方。

2. 設置費補助を受けられる地域

- ・下水道法に基づく公共下水道認可区域以外の地域
- ・公共下水道認可区域内であって公共下水道の整備が7年以上見込まれない区域

3. 設置費補助対象となる浄化槽

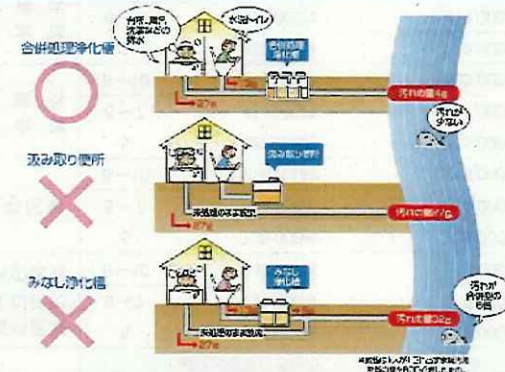
し尿と雑排水を併せて処理し、国の補助基準を満たす処理対象人員10人以下の浄化槽。

4. 設置費補助金の額

4つの補助区域に分類し、それぞれの区域ごとに新設と転換の2種類の区分に分けて、補助額を設定している。
また、みなし浄化槽及びくみ取り便槽からの転換の場合は上乘せ補助となる。

富士市浄化槽補助金制度について

浄化槽(合併処理浄化槽)は、し尿のほかに台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理します。
このため、海や川などの水質汚濁を防止し、わたしたちの身近な生活環境をより良いものにします。
富士市では、浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する方で一定の要件を満たす方に、補助金を交付します。



1. 浄化槽設置費補助金制度について

1. 設置費補助を受けられる方

専用住宅(主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に浄化槽を設置する方。

2. 設置費補助を受けられる地域

- ・下水道法に基づく公共下水道認可区域以外の地域(一時下水道処理施設設置の処理区域を除く)。
- ・公共下水道認可区域内であって下水道の整備が7年以上見込まれない区域。

3. 設置費補助対象となる浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理し、国の補助基準を満たす処理対象人員10人以下の浄化槽。

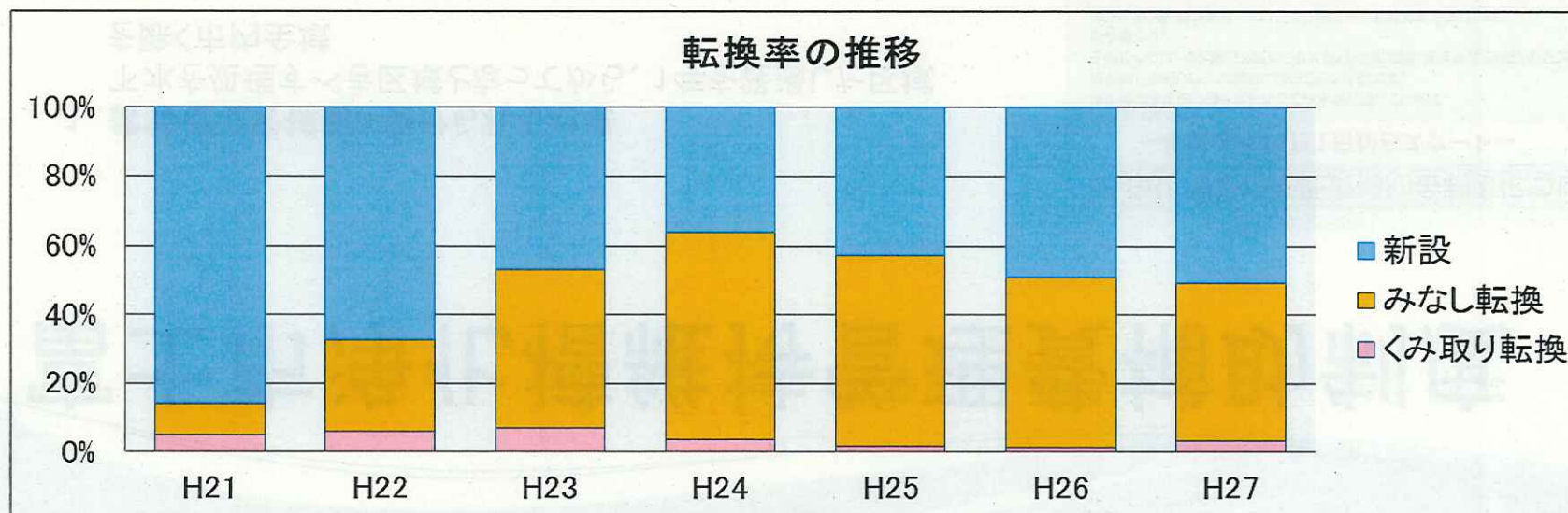
4. 設置費補助金の額

浄化槽の大きさ(人増)、補助対象区域内の区分などにより補助金額が異なりますので、富士市下水道審議課(自由:SS-2802)までお問合せをお願いします。
また、建築行為を伴わず、既設のくみ取り便所及びみなし浄化槽(単独処理浄化槽)を廃止し、新たに浄化槽を設置する場合には異なる上乘せ補助があります。

※BOD濃度が400mg/l以上700mg/l以下の場合は乗せ補助額が半減します。

設置補助制度の実績

	補助基数	うちみなし転換	転換率	うちくみ取り転換	転換率
H21年度	178基	16基	9.0%	9基	5.1%
H22年度	277基	73基	26.4%	17基	6.1%
H23年度	467基	216基	46.3%	32基	6.9%
H24年度	437基	263基	60.2%	16基	3.7%
H25年度	385基	214基	55.6%	7基	1.8%
H26年度	283基	140基	49.5%	4基	1.4%
H27年度	230基	105基	45.7%	8基	3.5%
H22～27合計	2,079基	1,011基	48.6%	84基	4.0%



富士市浄化槽維持管理費補助制度

1. 維持管理費補助を受けられる地域

下水を処理すべき区域となつてから、1年を経過した区域を除く市内全域

2. 補助対象となる浄化槽

- ①し尿と雑排水を併せて処理し、国の補助基準を満たす処理対象人員10人以下の浄化槽。
- ②専用住宅に浄化槽を設置する方。
- ③維持管理(清掃・保守点検・法定検査)が適正にされ、市税を滞納していない方。

3. 補助金額

18,000円/年・基

2. 浄化槽維持管理費補助金制度について

～平成22年4月1日からスタート～

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理しています。微生物が活動しやすい環境に保つことが大切です。そのため、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。適正な維持管理を実施している浄化槽に対して補助金を交付します。

1. 維持管理費補助を受けられる地域

「下水を処理すべき区域となつてから、1年を経過した区域を除く市内全域、(「下水道整備された区域をいう)」

2. 補助対象となる浄化槽

- ①し尿と雑排水を併せて処理し、国の補助基準を満たす処理対象人員10人以下の浄化槽。
- ②専用住宅(主に現在)に併せる建築物は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に浄化槽を設置する場合。
- ③維持管理(清掃・保守点検・法定検査)が適正にされ、市税を滞納していない方。

● 清掃

市長の許可を要した浄化槽清掃業者で行ってください。

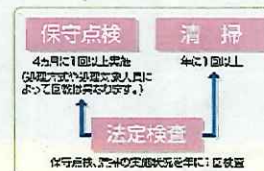
● 保守点検(年3回以上)

県に登録された営業者に委託してください。

● 法定検査(11条検査)

財団法人 静岡県生活科学検査センター(電話:054-621-5030)へ依頼してください。

※検査料金が異なります。(20人基以下の場合は、8,500円)



3. 維持管理費補助金の額

毎年1回、申請により適正と認められたものに対して18,000円の補助金を交付する。

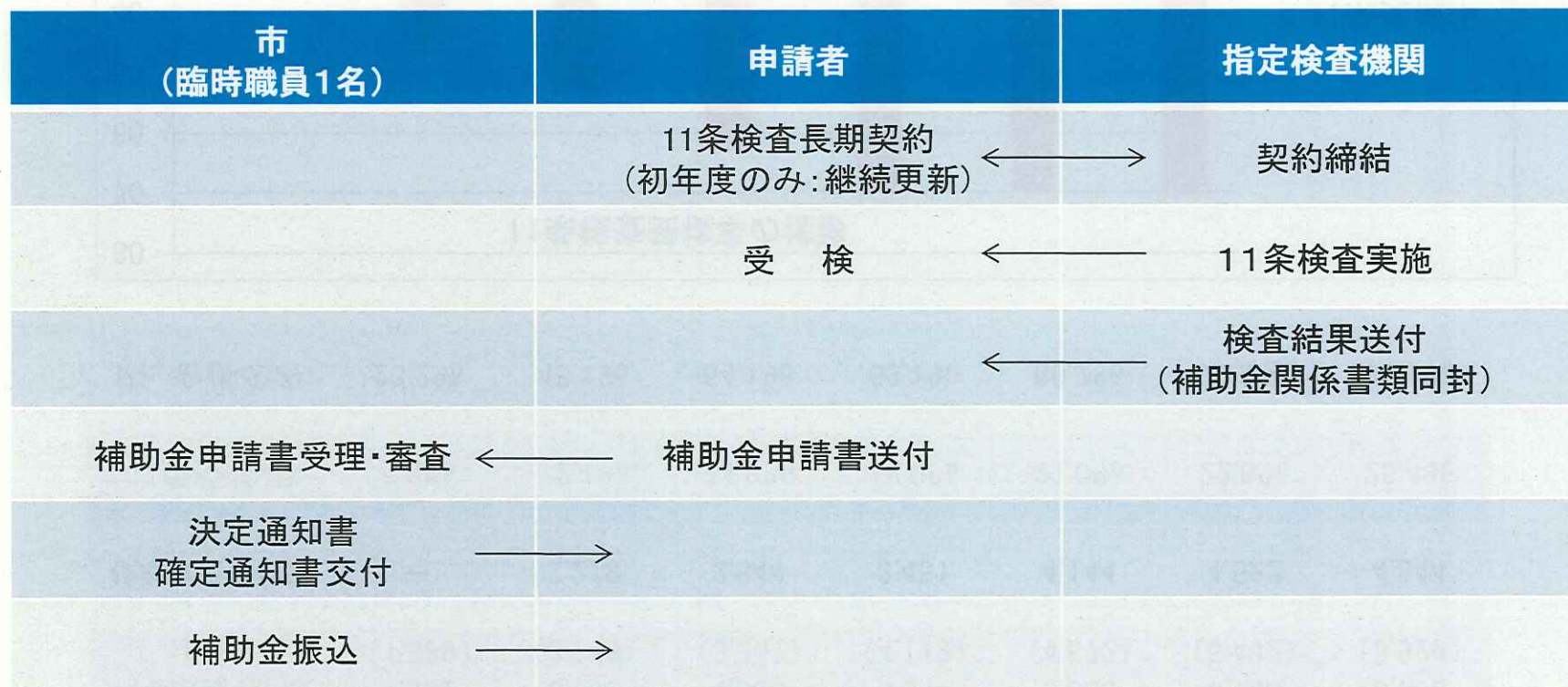
- ④平成22年度から5年分(11条検査)を受けた出費へ、11条検査の結果報告書と一緒に「財団法人生活科学検査センター」から補助金申請書類が郵送されます。なお、検査結果が不正の判定の場合は、申請書類を改訂した後、補助金申請ができます。

【問合せ先】 富士市下水道総務課 生活排水担当

電話：0545-55-2802 FAX：0545-53-0902

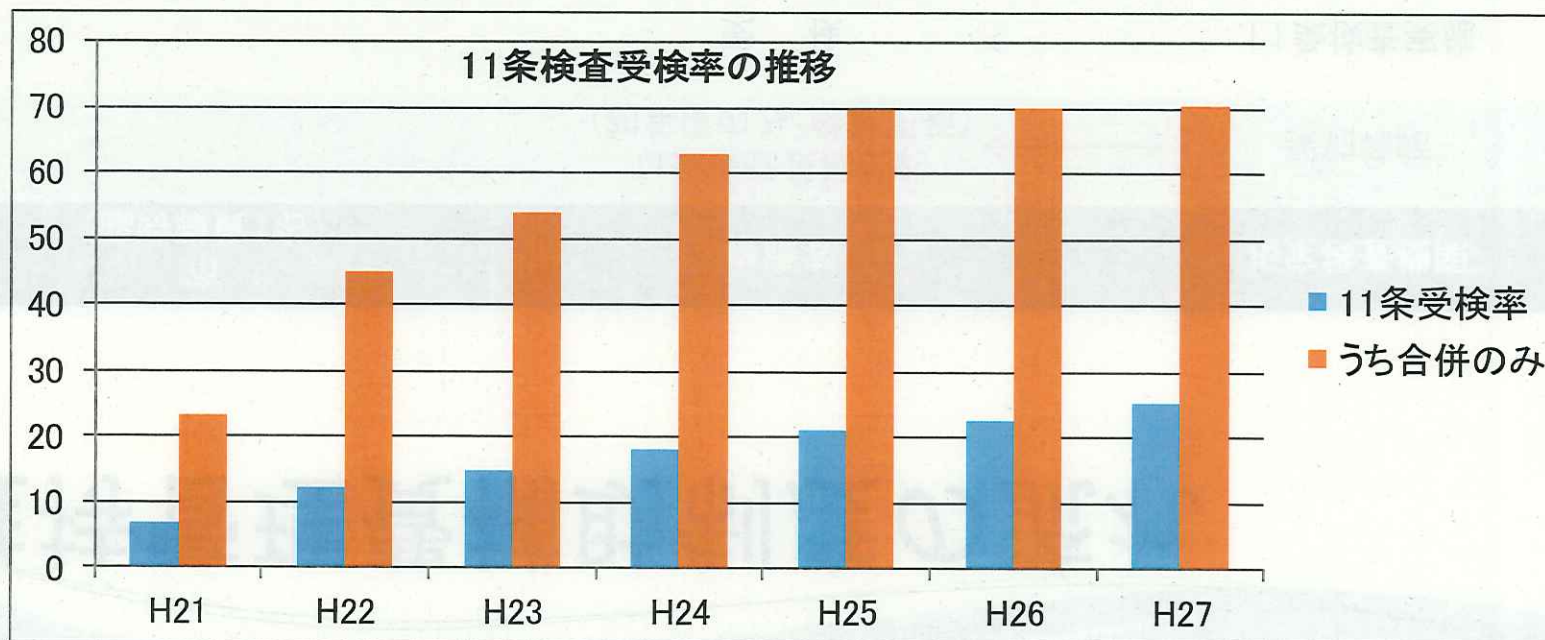
E-mail：gesul@dlv.city.fujishizuoka.jp

維持管理費補助制度の流れ



維持管理費補助制度の実績

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
11条受検件数 ()内、合併	1,992 (1,339)	3,398 (2,748)	4,085 (3,367)	4,841 (4,119)	5,585 (4,872)	6,160 (5,442)	6,656 (5,929)
補助金交付件数	—	2,219	2,844	3,451	4,144	4,522	4,844
11条受検率	6.8%	12.1%	14.9%	18.0%	21.0%	22.6%	25.4%
内、合併のみ	23.2%	45.1%	54.1%	63.1%	69.7%	70.0%	70.4%



浄化槽区域における計画と進捗状況 について（整備基数）

富士市生活排水処理長期計画における計画基数と長期財政シミュレーションによる財源内訳について、事業実施から6年間の状況を以下のとおり示します。

浄化槽区域の整備状況

単位：基

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～41	H41累計
計画値	基数	203	203	203	203	203	203	2,835	
	累計	203	406	609	812	1,015	1,218		4,053
	進捗率	5.0%	10.0%	15.0%	20.0%	25.0%	30.1%	69.9%	
実績値	基数	194	361	362	317	235	188	2,396	
	累計	194	555	917	1,234	1,469	1,657		4,053
	進捗率	4.8%	13.7%	22.6%	30.4%	36.2%	40.9%	59.1%	

浄化槽区域における平成27年度までの計画値累計1,218基、30.1%に対して、実績値は累計1,657基、40.9%と10.8ポイント上回っている。

浄化槽区域における計画と進捗状況 について（財源）

浄化槽区域の設置補助金財源内訳状況

単位：千円

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H22～27	H28～41	H41累計
計画値	国費	25,984	25,984	25,984	25,984	25,984	25,984	155,904	362,880	518,784
	県費	10,150	10,150	10,150	10,150	10,150	10,150	60,900	141,750	202,650
	市費	123,360	123,360	123,360	123,360	123,360	123,360	740,160	1,724,064	2,464,224
	計	159,494	159,494	159,494	159,494	159,494	159,494	956,964	2,228,694	3,185,658
実績値	国費	68,977	53,622	64,210	71,133	54,165	38,459	350,566	449,361	799,927
	県費	13,158	18,281	24,440	20,857	15,014	11,977	103,727	80,050	183,777
	市費	70,201	217,342	208,546	161,169	113,121	97,819	868,197	1,333,757	2,201,954
	計	152,335	289,245	297,196	253,159	182,300	148,255	1,322,490	1,863,168	3,185,658

市費等の財源については、整備基数が計画値よりも伸びている関係から、平成27年度までの計画値累計956,964千円に対し実績値累計1,322,490千円と365,526千円増えている。

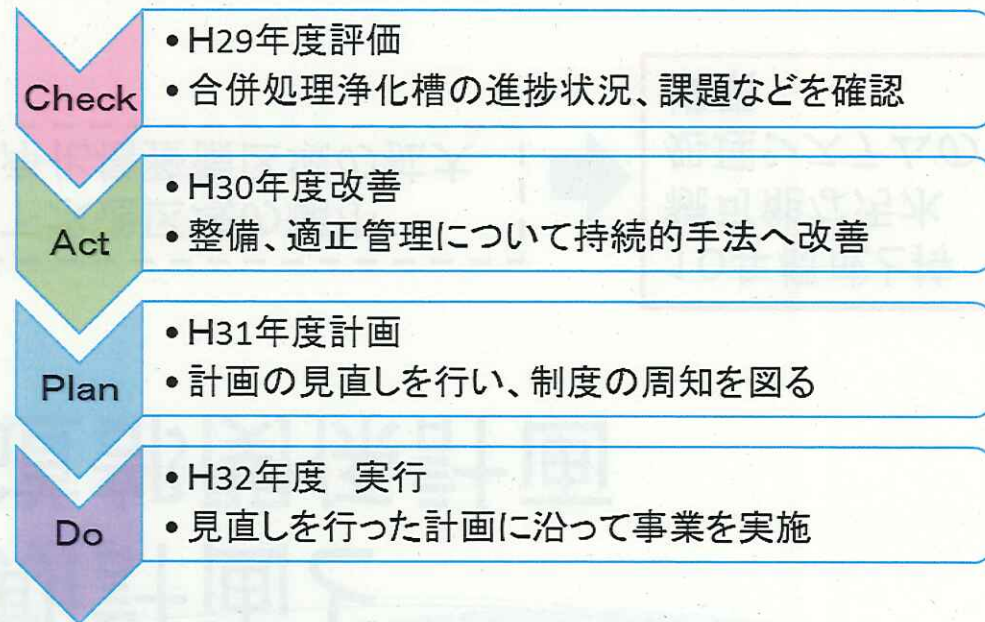
しかし、財源内訳を平成41年度累計で見ると、市費については計画値累計2,464,224千円に対し実績値累計2,201,954千円と262,270千円減る見込みとなっている。これは、国の交付金制度を計画では1/3の交付率で計算していたが、事業開始当初から1/2の事業メニューが創設され、活用することができたことにより市費負担軽減効果が大きくなった。

今後の進め方

現在の施策は平成21年9月に策定されました「富士市生活排水処理長期計画」にもとづき、平成41年度までの20年間で浄化槽区域のみなし浄化槽及びくみ取り便槽を合併処理浄化槽へ概ね転換することとし推進しています。

PDCAサイクルにより新たなファクターや将来予測などを行い、目標年次までに事業を完了することを目指します。

平成29年度から整備手法等の見直しを行っていきます。



生活排水処理長期計画と 上下水道部関係計画

下水道区域の更なる見直し

- ・LCC
- ・10年概成
- ・経営
- ・安心、安全

下水道区域の縮小
浄化槽整備区域の拡大

10年概成と持
続可能な汚水
処理システムの
構築

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活排水処理長期計画	下水道		→	(見直し中)
	浄化槽	(見直し)	→	
下水道事業経営戦略プラン			→	(策定中)
下水道事業管理計画			→	(策定中)
汚泥処理長期計画			→	(策定中)

生活排水処理長期計画の見直し

【目指すもの】

- ・10年概成 → 見直しによりH32年度～41年度の10年間でみなし浄化槽及びくみ取り便槽からの転換概成
- ・持続的な汚水処理システムの構築 → 法令に基づく適正管理の継続
- ・地元企業の活用 → 雇用創出、産業振興、各世帯の見守り(福祉)等の効果

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32～
計画経過	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年～
長期計画	事業実施					(5年経過の見直し無し)					
下水道	※下水道計画区域を含めて再度見直しを行う。					見直し準備	下水道計画見直し		浄化槽と調整	見直し事業周知	見直し事業実施
浄化槽	※下水道計画区域見直しを受けた区域を含めて、整備手法などを再構築する。					見直し準備		浄化槽整備・維持手法見直し (PFI事業等含む)		見直し事業周知	見直し事業実施

第1部 まとめ

1. 生活排水処理は行政の責務(シビルミニマム)
行政(市町村)の責務 → 手法として集合処理 or 個別処理を選択する
2. 現状把握と継続的なデータ更新
浄化槽台帳整備とデータ更新
3. 計画的な推進
明確で継続的に事業が進むために、整備計画と財政計画を含んだ長期計画の策定
4. きめ細かなPR
行政が思っている以上に市民は情報を知らない(浄化槽、行政の取り組み等)
→ 自治体職員の積極的な働きかけと民間事業者との連携などミックス

画一的な手法は無い。生活排水処理は行政の責務ということ
を念頭に置き、それぞれの市町村の地形、財政、処理形態な
どを客観的に分析、検討することにより、自分たちの市町村に
合った手法が見えてきます。

第2部 実務(取り組み内容)

ポイント

- 転換及び11条検査受検率向上
 - ・決め細やかな周知(戸別訪問、業者からの説明等)
- 適正施工及び業者の意識向上
 - ・施工体制報告書
 - ・中間検査と免除規定
- 災害対応に向けて
 - ・予防と対策

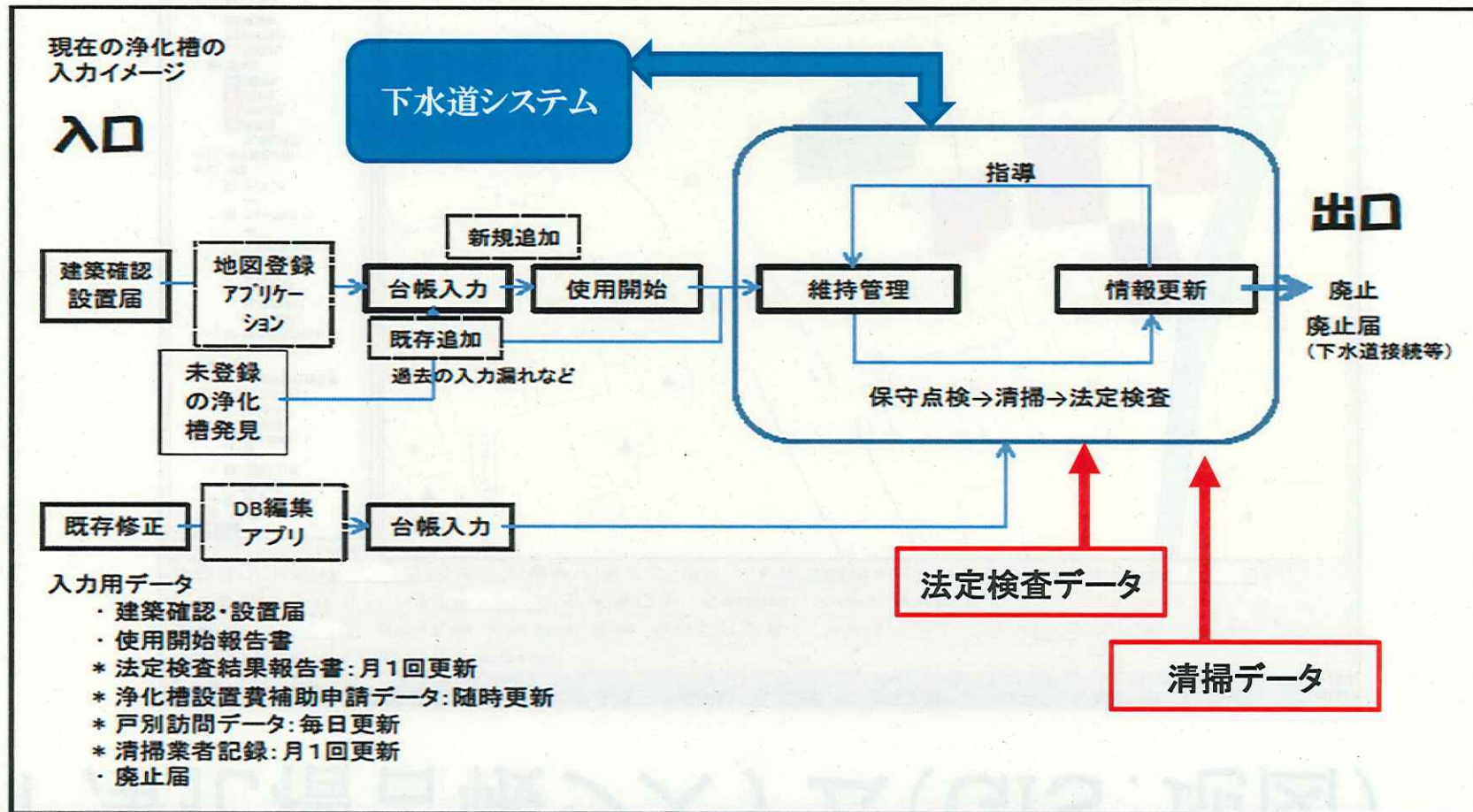
単独転換及び適正管理への取り組み

計画に基づきながら進め、問題点の解決と出来る事から少しずつ改善、推進している。
 (日々、小さなPDCAと小さな積み重ねにより、変化、状況に対応しています。)

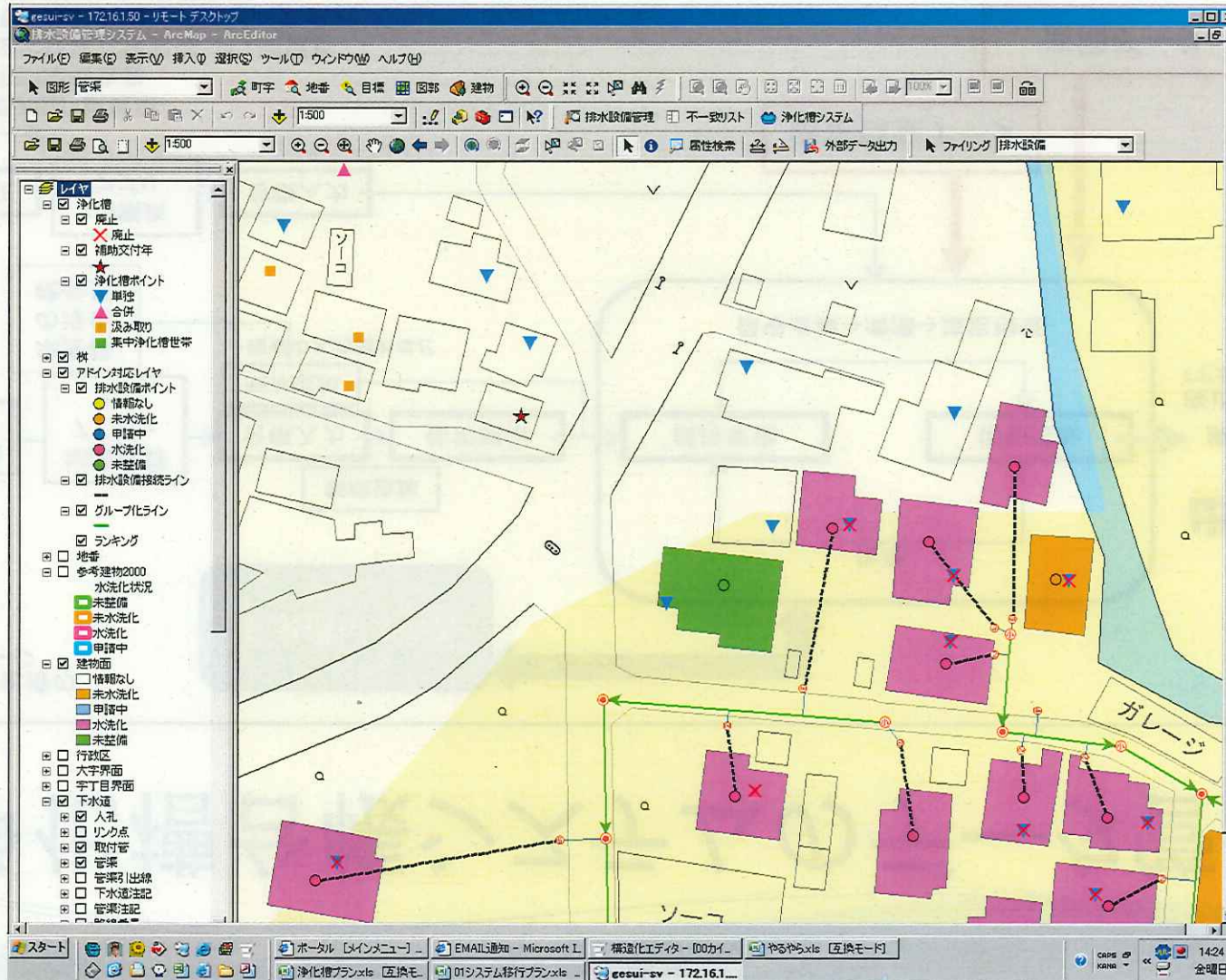
取り組み項目	市	業者、業界等	指定検査機関
1浄化槽台帳	H20～台帳整備(GIS)	H19～清掃報告	H19～検査結果報告
2転換促進	H22～戸別訪問 H19～定例打ち合わせ会	H22～転換の推進(営業、 見積り作成等)	
3適正管理	H20～戸別訪問 H19～定例打ち合わせ会	H20～11条の推進(保守、 清掃時に説明等)	H25～DM発送
4適正施工	H26～施工体制表 H27～中間検査と免除規定	H26～研修会	
5災害対応	H28～チェックシート作成	H28～チェックシート配布、 説明	
6啓発・啓蒙	H19～設置者説明会 H19～関係団体説明会 H22～出前講座 H21～広報誌など	H23～環境学習 (中学校)	

協力=Win-Win

1 浄化槽台帳システムのデータ管理



1 浄化槽台帳システム(GIS:地図)



1 浄化槽台帳システム (GIS: 戸別情報)

PassCAL 3.4 浄化槽管理 変更あり

ファイル(F) 範囲(R) 編集(E) 表示(V) 検索(S) 計測(M) 設定(O) ツール(T) ヘルプ(H)

印刷(P) レイアウト(L) 拡大(M) 縮小(S) 移動(M) 回転(R) 縮尺 1/500 検索(S)

項目作成 ツール データ加工 データ入出力 プリント

浄化槽データ 台帳番号: 69101

届出情報

地区名 富士川町
町名 中之郷町
大字 コード 930
名称 中之郷
番地 9999-9
住民委本台帳番地 9999番地の9
区域属性情報 認可区域外
設置状況 みなし
届出日 H17/10/03
届出確認 建築確認

管理者情報

管理者 氏名 ○○ ○○
カナ マルマル マルマル
管理者属性情報
住所 市町
大字番地 中之郷町
電話番号
空家 空家
水柱番号

浄化槽情報

処理処理形態 浄化槽 合併
方式名 (合) 曝気濾床及し生物濾過型
メーカー名 神クボタ
型式 床式HY-7
入槽 7 使用人数
用途 住宅

設置場所情報

設置日 H17/09/30
使用開始受付日 H17/10/03
使用開始日 H17/11/10
設置費補助交付年 17
維持管理補助交付No
説明会参加日 H18/11/20
セパン発行年 2007
セパン 8-A3

検査情報

竣工検査年月日 H17/11/10
検査日7条 H18/06/20
直近の検査日11条 H19/06/28
生科検No 55618
判定 了

清掃・保守情報

清掃業者 ○○工業
清掃コード F-99999
清掃日1 H21/07/14
清掃日2 H20/07/10
保守点検業者 ○○サービス

廃止情報

廃止事由
廃止日
備考

指簿

回数	指簿日	内容
1	2009/10/21	平成19年11月11条検査を実施していないため廃止した。
	H21/10/21	平成19年11月11条検査を実施していないため廃止した。

追加 変更 削除

富士川町データ 貼り付け 更新 位置変更 廃止 削除 キャンセル

図面 | 凡例 | 検索

形式 レイヤー

- H20041 敷地
- 地番データ2006
- 浄化槽廃止
- 浄化槽補助交付
- 浄化槽
- 排水設備ポイン
- 排水設備接続
- 排水設備グルー
- マンホール
- マンホール背景
- 樹背景
- 取付管
- 樹
- 管渠
- 管渠更生
- 取付管更生
- 管渠引出線
- 管渠注記
- 路線番号
- マンホール注記
- 排水設備建物
- 下水道注記
- 住宅:シンボル
- 地形図(線)
- 地形図(注記)
- 処理区
- 住宅:地番・戸
- 住宅:建物名称
- 住宅:等高線
- 住宅:歩道
- 住宅:道路
- 住宅:鉄道
- 住宅:建物補助
- 住宅:地

表示 追加 削除 図式

1/500 0度 +10240.91 -95354.25 レイヤー フィールド

スタート PassCAL 3.4 浄化槽管理 15:23

2・3 転換及び11条受検率向上

①浄化槽適正維持管理指導員(臨時職員2名)による戸別訪問(法第12条第1項、第12条の2第1項:助言、指導)

→消防職員OB(浄化槽管理士等の資格なし)

→半日現場(戸別訪問)、半日事務(戸別訪問準備等)

みなし、くみ取り世帯への転換指導(チラシ活用)

11条未受検者への受検指導(チラシ活用)

→年間1人、1,000件以上訪問(1,205~2,720件/人)

→静岡県権限移譲事務交付金

直近(H27年度)4,519,197円(内、2,766,386円)

2・3 市内保守点検・清掃業者の顧客 への周知等

毎月定例で行っている打ち合わせ会(30分程度)において、設置補助及び維持管理補助の申請状況等を報告。

→みなし浄化槽及びくみ取り便槽使用世帯については転換、合併処理浄化槽使用世帯で11条未受検世帯については、受検促進を随時お願いしている。

→業者9社、静岡県浄化槽協会富士支部事務局

4 適正施工及び適正書類

浄化槽設置費補助金申請件数増加に伴い、施工体制、施工管理、提出書類等に疑義、不備が見受けられるようになったため、その対策を講じた。

①補助金申請への施工体制報告書の添付(H26年度～)

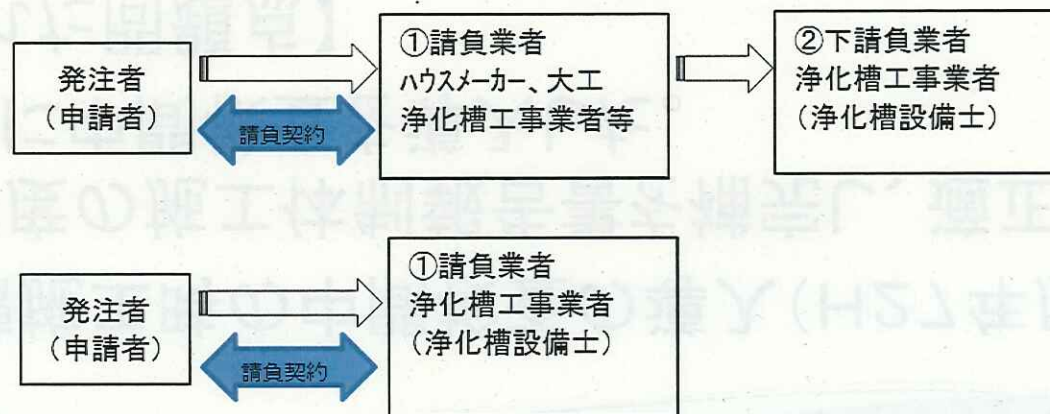
同じ浄化槽設備士監督の下、行われている現場において、施工状況に差が大きく、写真において適正施工が確認できない状況のものもあった。

- ・原因の究明→どの下請けが行っている現場に問題があるか
- ・設備士の意識付け→浄化槽設備士が責任を持ち施工管理を行う。(下請けへの丸投げ防止、適正な施工管理の実施)
→浄化槽メーカーによる下請けへの説明会実施(独自)

②補助金申請への添付書類の確認(見積り、覚書など)

施工体制報告書により、発注形態が把握でき、補助金申請に添付される書類が適切なものが付いているか確認できる。

例えば、新築・リフォームの場合、添付される見積りは住宅、リフォーム会社等の見積りになり、覚書も3者用のものを添付する。(別発注の場合は、住宅全体の見積りに浄化槽工事費が含まれていないことを確認し、浄化槽工事業者の見積りと2者覚書を添付)



③浄化槽施工時の中間検査の導入(H27年度～)

H26年度の施工体制報告書を補完し、適正施工を推進するために中間検査を導入した。

【想定された問題点】

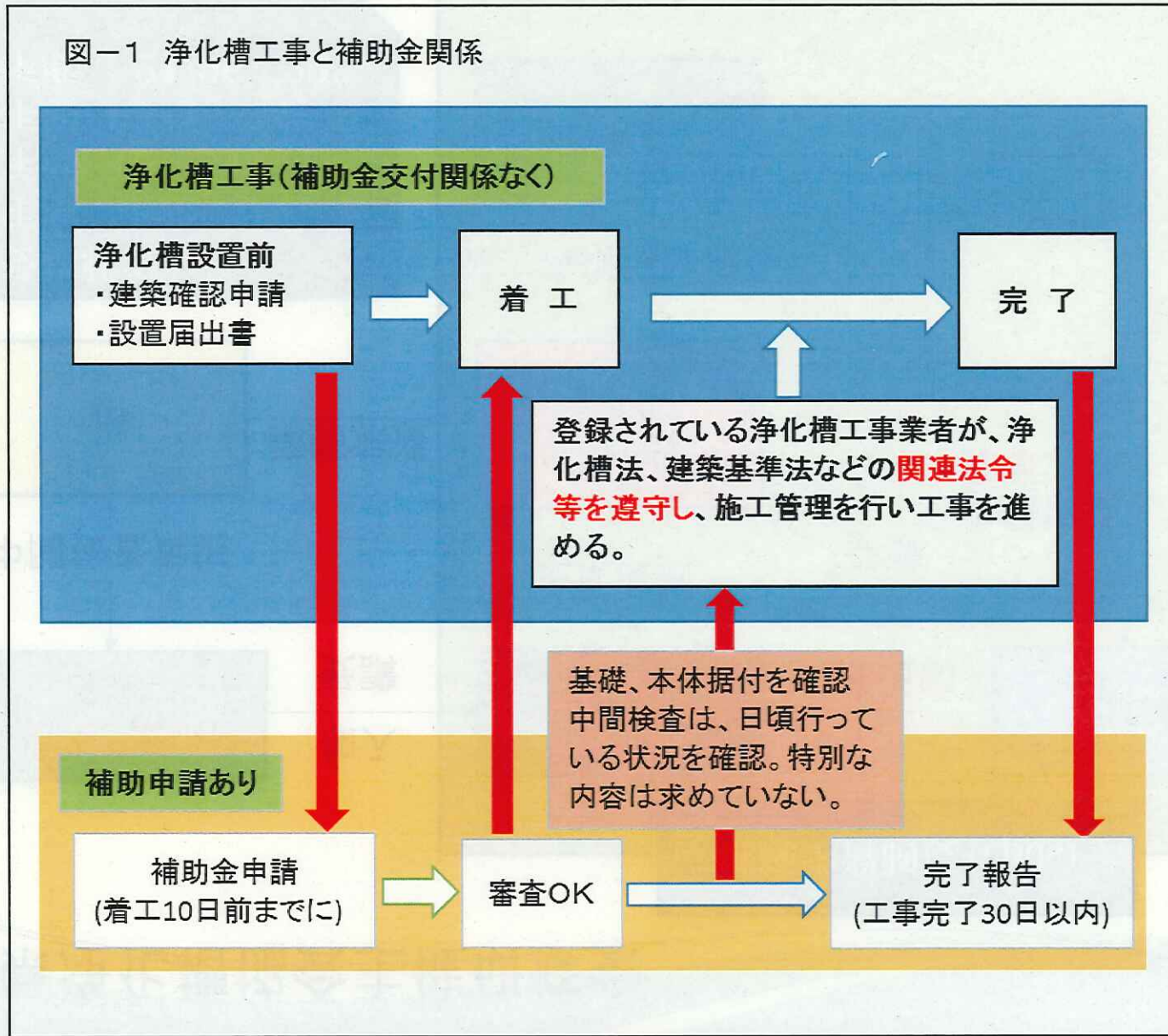
- 職員への負担増(人員不足)
- 施工技術、意識の継続的向上(異動に左右されない)
- 周知、指導の徹底(確実に効率的)

【解決策】

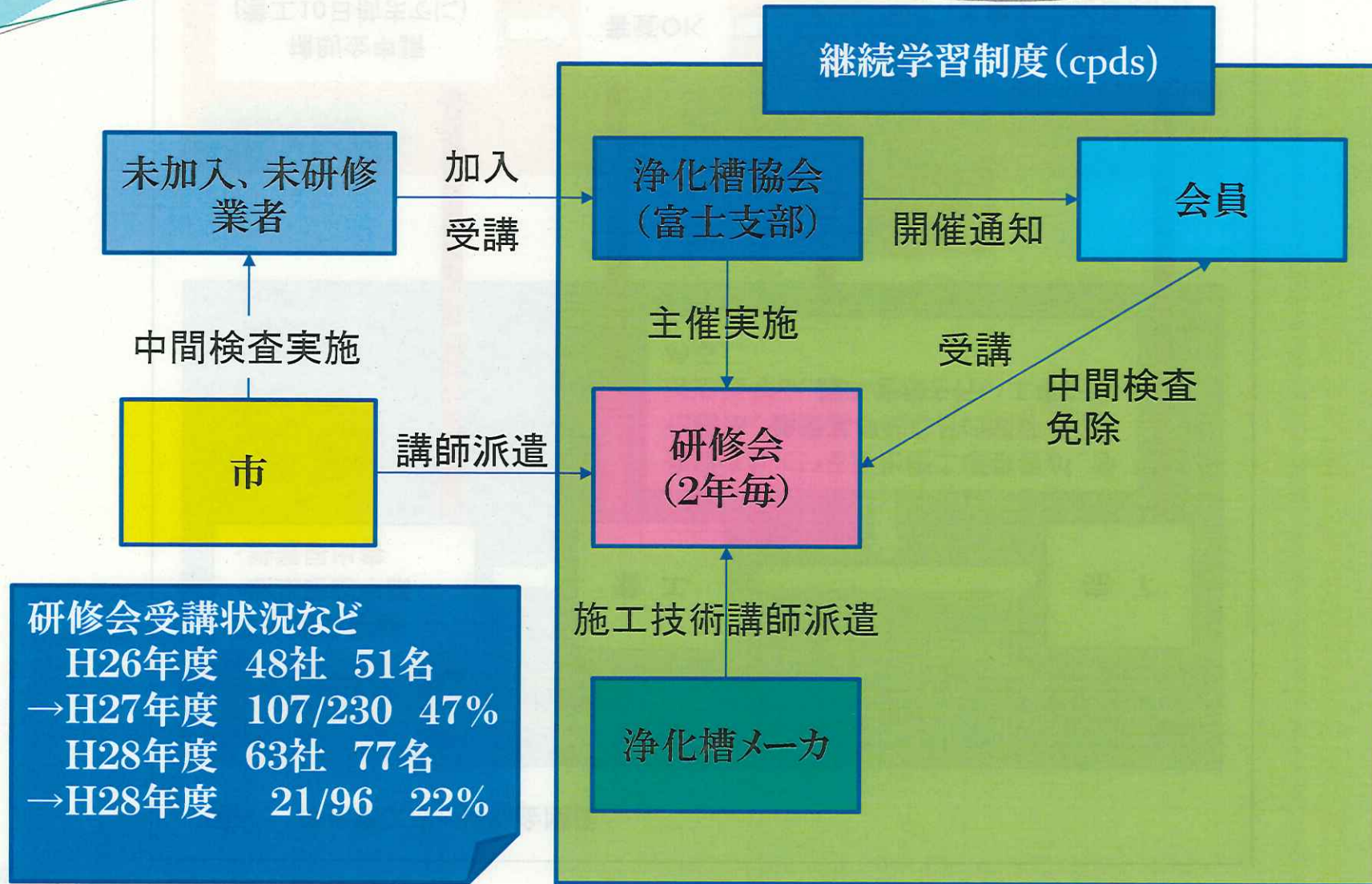
中間検査免除規定(内規)の導入(インセンティブ)

- H26年度浄化槽施工技術研修会(浄化槽協会主催)
この研修会へ出席し、修了証をH27年度から添付すれば、中間検査を免除する。

図-1 浄化槽工事と補助金関係



静岡県浄化槽協会主催研修会



④ 中間検査導入の効果(完了写真)

平成27年度の補助金申請件数は230件あり、その内、中間検査実施件数は96件(41.7%)であった。

この効果測定として、完了報告書に添付される写真の不備、指摘箇所数の件数で比較すると、表-1では平成26年度申請1件当たり指摘箇所数は平均3.72箇所であったが、平成27年度は平均1.41箇所と2.31箇所約62%の削減効果が見られた。

ただし、表-3において中間検査免除の指摘件数が中間検査を受けている申請よりも多いこと、その中でも下請けを使っているケースで指摘が多いことがわかった。

表-1 中間検査導入前後の比較

	申請件数	指摘箇所数	1件当たり指摘数
H26年度	172	640	3.72
H27年度	230	325	1.41

表-2 請負形態における年度比較

	下請けなし(直営)			下請けあり		
	申請件数	指摘箇所数	1件当たり指摘数	申請件数	指摘箇所数	1件当たり指摘数
H26年度	101	368	3.64	71	272	3.83
H27年度	155	203	1.31	75	122	1.63

表-3 中間検査実施年度における比較

	申請件数	指摘箇所数	1件当たり指摘数	下請けなし(直営)			下請けあり		
				申請件数	指摘箇所数	1件当たり指摘数	申請件数	指摘箇所数	1件当たり指摘数
中間検査免除	134	219	1.63	81	111	1.37	53	108	2.04
中間検査あり	96	106	1.10	74	92	1.24	22	14	0.64

Win - Win の関係

- 行政→負担軽減(検査件数減、研修会事務負担減等)
 - 異動に左右されない継続学習(知識、意識向上)
 - 効率化(会員増加による一括周知、指導が可能)
 - ⇒**時間短縮(補助審査)、会計検査対策 など**
- 業者→立会いの調整、対応等の負担軽減
- 協会→会員の技術、意識向上(協会及び会員の信頼性)
 - 会員の増加(施工業者)

中間検査免除(ペナルティー)

中間検査免除対象申請書の完了報告において、写真の内容に不備、疑義、指摘などがあった場合、次回の補助金申請については中間検査の対象とする。

また、この内容については静岡県浄化槽協会富士支部へ報告し、会員への周知徹底を図ってもらうこととする。

5 災害予防・対策

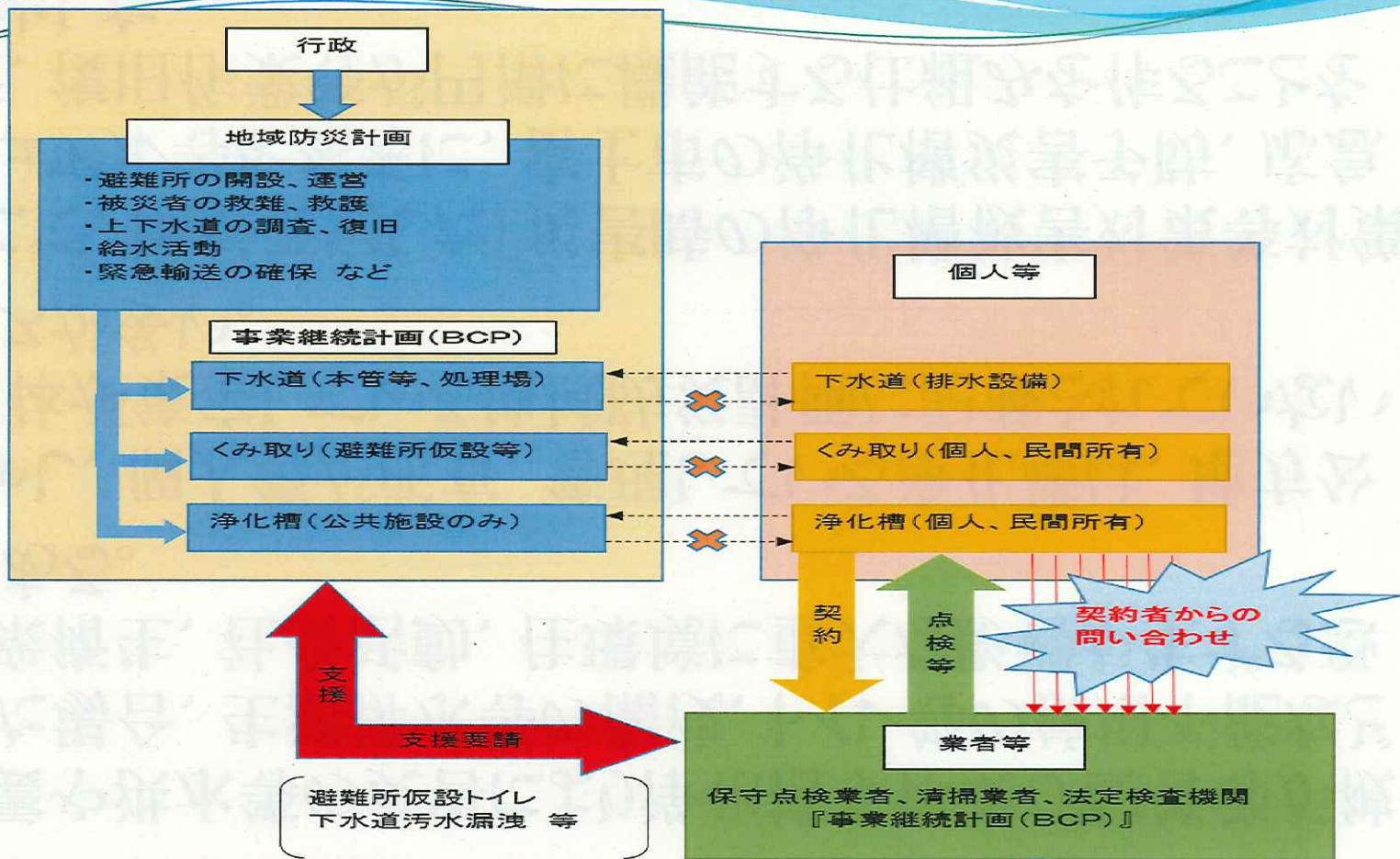
『富士市生活継続計画(LCP)構築に向けて』

地震や洪水等の災害により浄化槽本体及び配管等が被災した場合、生活排水等の漏洩、トイレ等の使用不能など、公衆衛生、社会活動、住環境に重大な影響が生ずる恐れがある。

しかし、個人等が所有、管理している浄化槽は、地方公共団体が策定している地域防災計画に記載されていないケースが多い。

そこで、国が策定した「災害時の浄化槽被害対策等対策マニュアル等を参考に、富士市の浄化槽災害予防、応急対策、復旧作業等が円滑に機能する仕組みを作ることを目的とした。

地域防災計画の範囲



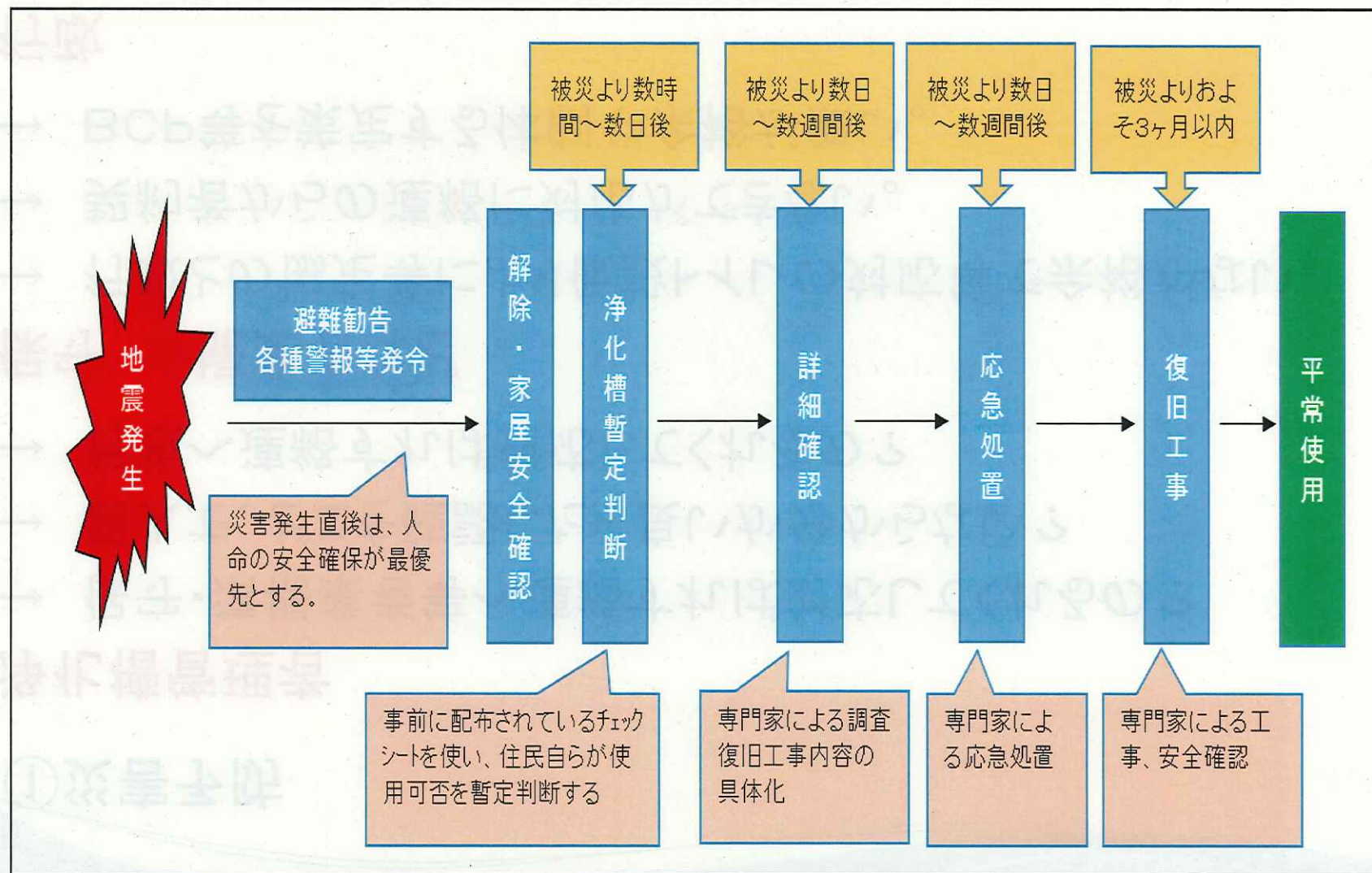
災害発生時

- お客さん (契約者) からの電話に対応できますか？
- 現場を確認に行けますか？

『災害と問い合わせ (電話) は待ってくれません。』

そこで...

災害発生から復旧までの流れ(3ヶ月以内)



①災害予防

浄化槽管理者

- 保守・清掃業者等へ連絡すれば対応してくれるの？
- 個人で、どこを確認したら良いか分からない？
- 行政へ連絡すれば対応してくれるの？

保守・清掃業者など

- 行政との協定等により仮設トイレの対応等で余裕がない。
- 契約者からの連絡に対応ができない。
- BCP等を策定する体制や余裕が無い。

行政

- 個人の浄化槽の調査などは対応できない。(余裕が無い)
- 公共用水域、地下水への漏洩、汚染が心配。

②災害時浄化槽対応パンフレット(チェックシート)

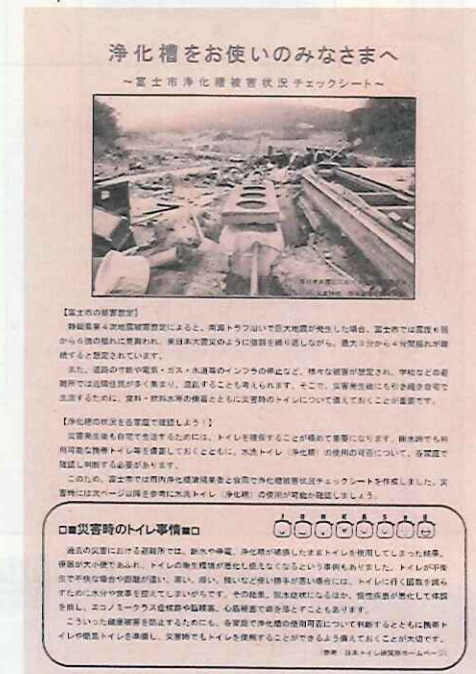
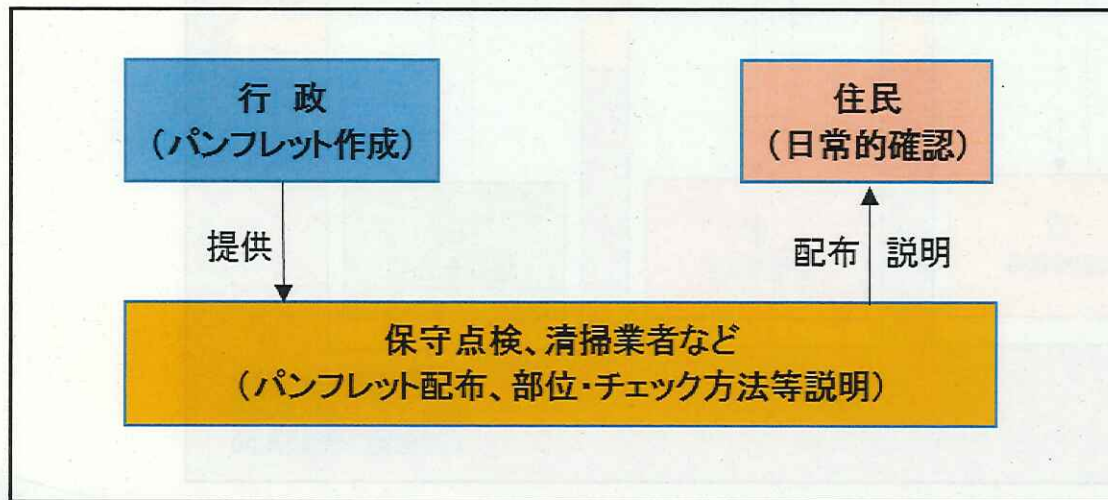
H28年10月1日作成

行政→パンフレット作成(問い合わせ軽減、漏洩等の被害防止)

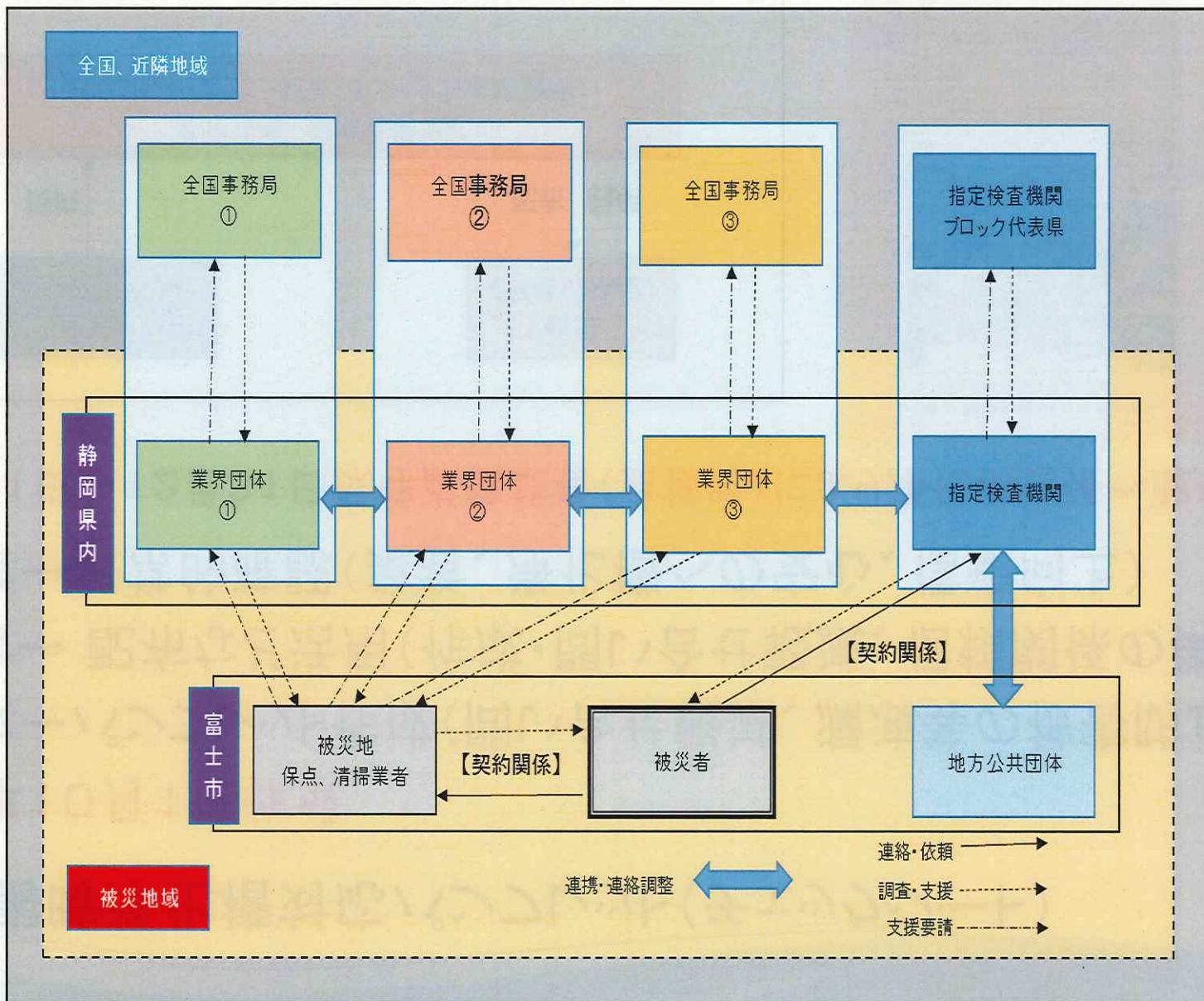
業者→配布など活用(作成・問い合わせ軽減、信頼関係の構築)

管理者→日常的確認(業者、浄化槽への安心、信頼向上)

10月1日～12月31日保守点検業者(点検時)により浄化槽世帯へ配布済



③ 詳細確認・応急対応（連絡・協力体制の構築）



本当に地震に強い？

個人の資産、所有物



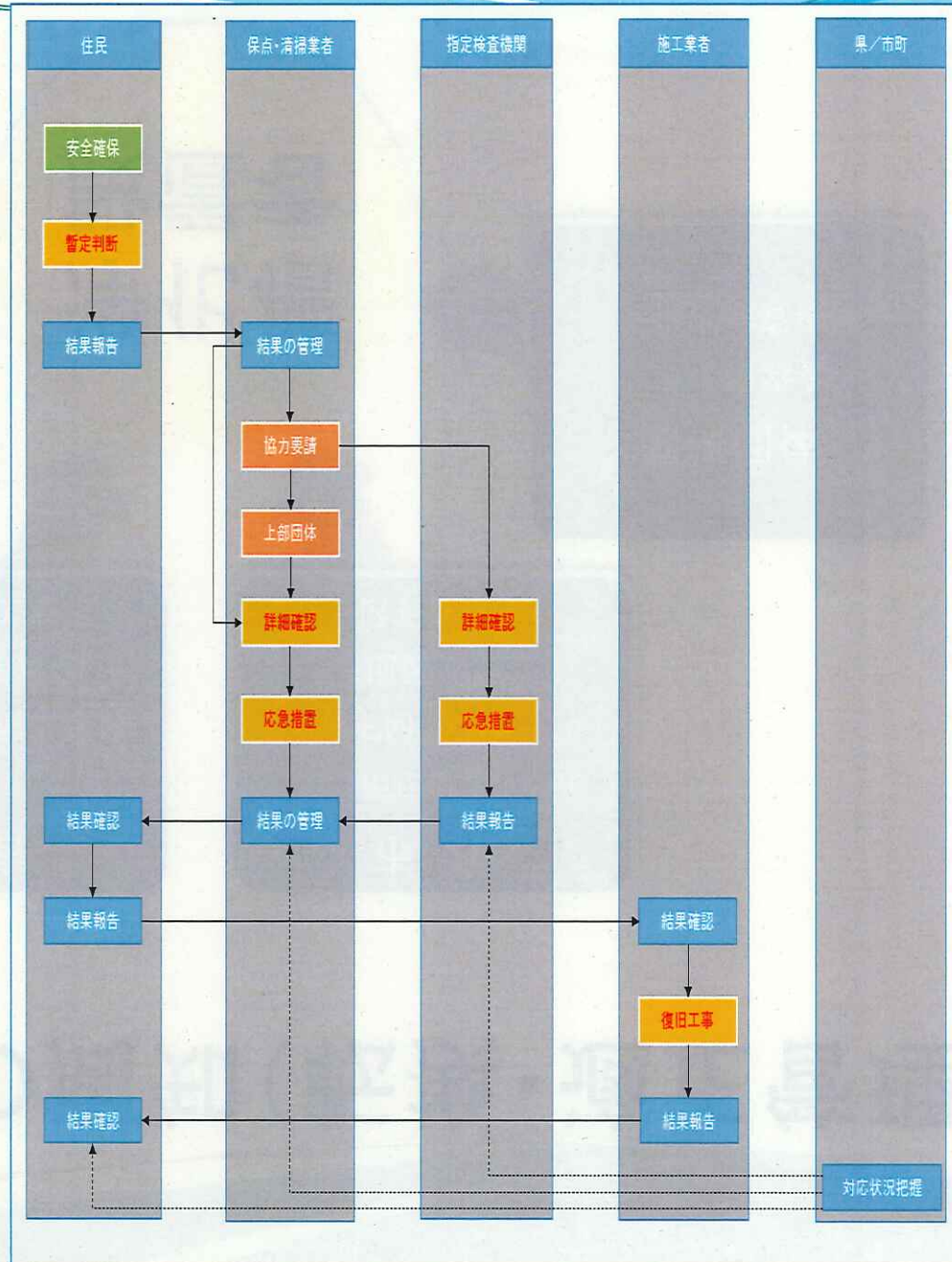
静岡県における災害発生後の浄化槽に対する作業フロー(富士市案)



- ・関係団体の体制
- ・行政の体制



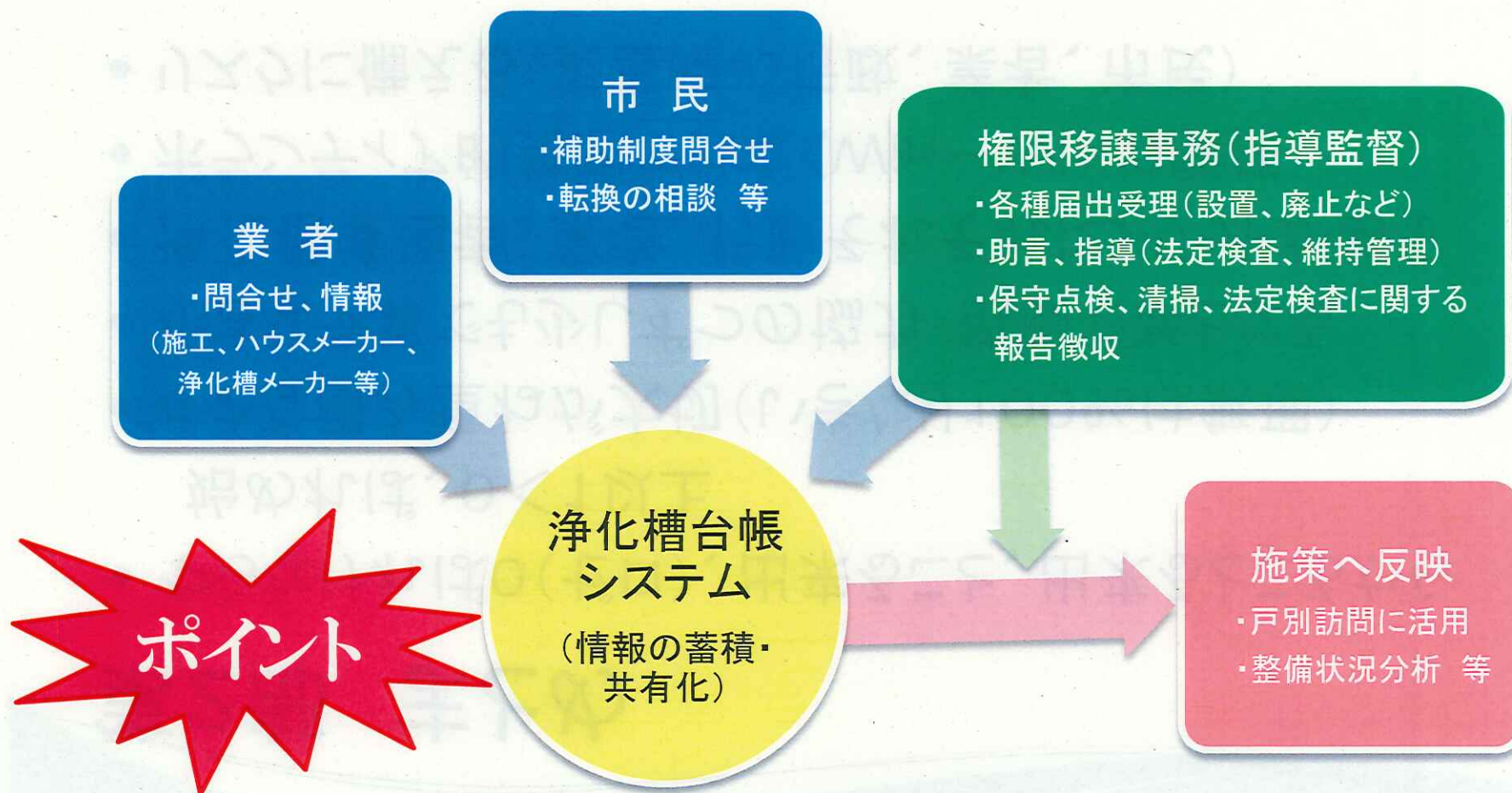
災害に強い浄化槽
使用できる浄化槽



6 浄化槽施策の周知(転換・適正管理)



6 適正管理及び施策推進のための 情報ストック



第2部 まとめ

- やらなければ0(ゼロ)、出来ること、出来るところから始めれば、 $0 < 1$ 以上
- 小さな積み重ねが大切(いきなり100%は無理)
- 小さな予算でも少しずつの協力・協働で形となる
- 浄化槽管理者、業者、行政それぞれにメリットがある
- ボランティア的発想ではなくWin-Winの関係
- リスクに備える(災害時の行政、業者、市民)

それぞれが(市、業者、浄化槽管理者等)
出来る事から**一步を踏み出す!**

第3部 この事業を通して思うこと

ポイント

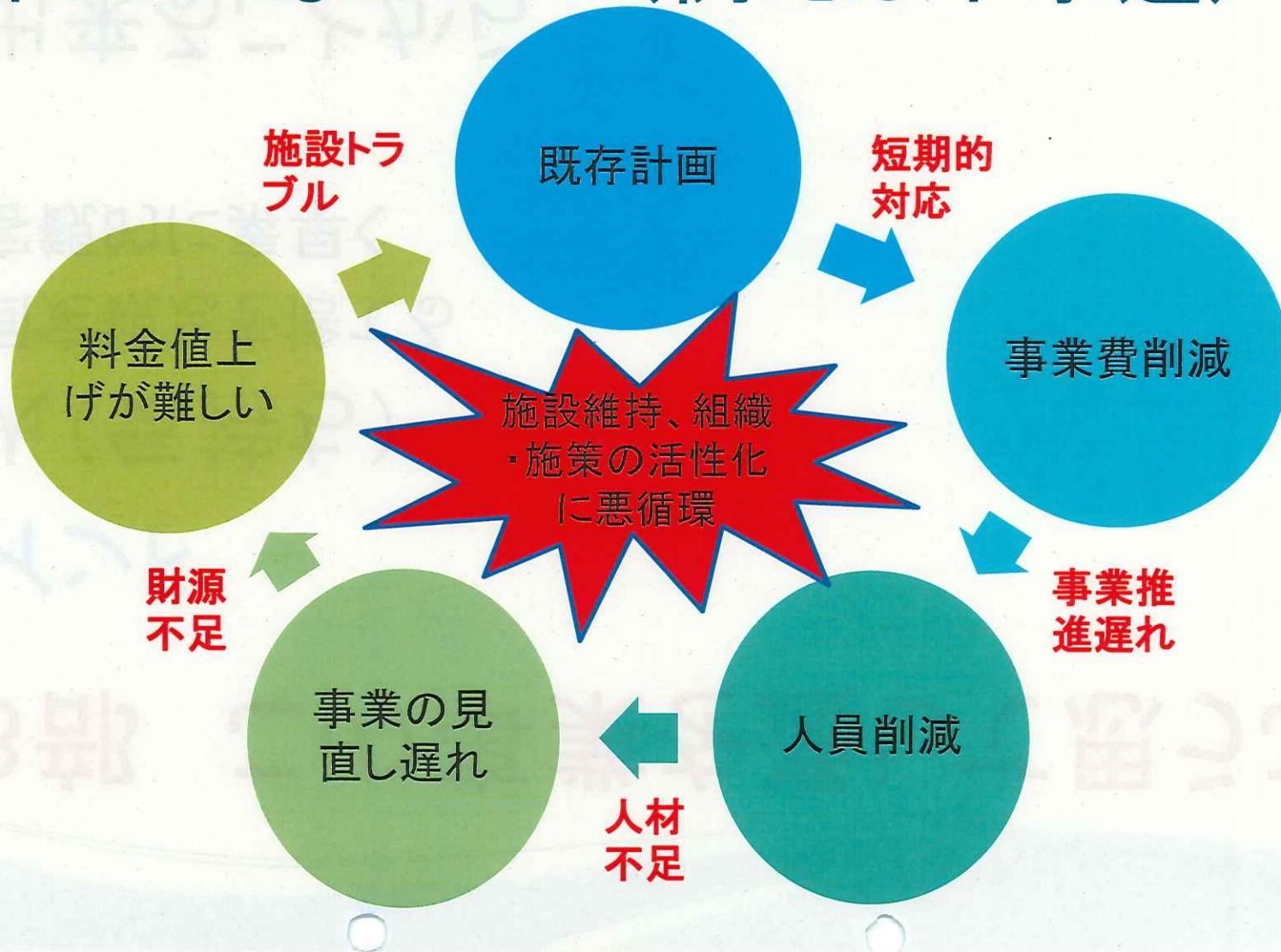
➤ 人（気持ち）

- 固定観念を捨てる
- 客観的に素早く

➤ 出来ることから

- Win - Win

他の事業、他市町村も同じ状況に陥っていないか？（例えば下水道）



悪循環から好循環へ

① 本来の目的は何か？

事業実施の内容、実施することではなく→何のために、誰のために
原点に戻り本来の目的を再認識する。

② 現状を正確に客観的に把握しているか？

他者と比較、外的ファクターも織り込んだ中長期的な視野を持ち情報
分析を行うことが大切

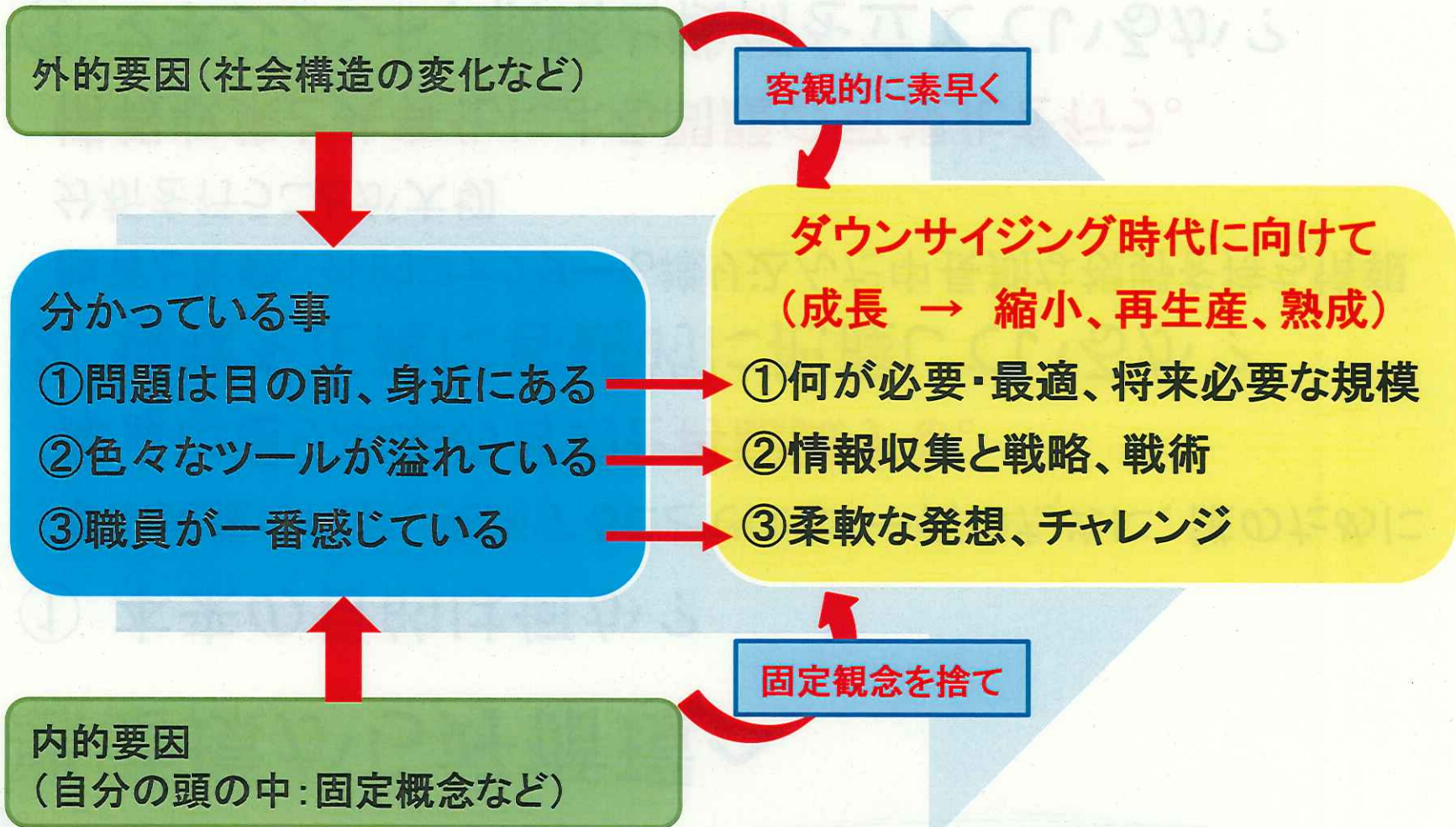
情報収集と共有化による問題の可視化を行う。

③ マネジメント、戦略と戦術を立てているか？

管理と対応を実施するには、組織が同じ方向を向き力が結束され
る道しるべが必要

様々な変化、スピードに対応できる適切な計画を作る。

まだ間に合う



全ては人(人材育成、やる気)



幸いにも(協力できる組織仲間がいる)

一人の力、一つの組織では限界があります。

Win-Win

浄化槽事業には、様々な人、組織が身近にいます。

- ① 浄化槽管理者(市民) → 使用者であり、一番の理解者となれば力強いです。
- ② 保守点検、清掃業者など → 個別に設置されているため公共下水道のように、行政が全てを直接管理することは、コスト、人員から無理があります。民間活力とノウハウを最大限に活かす事ができます。
- ③ 業界団体、指定検査機関など → 協力、バックアップ体制が控えています。
- ④ 全浄協 → 行政の仲間がいます。(困ったことも相談できます。)

第3部 まとめ

～地域の力で、地域を守りましょう～

浄化槽の整備、適正管理により、地域の環境のみならず、人のつながりも醸成されます。



国土強靱化、地方創生、成長戦略

『問題を直視し、私たちが志を持ち動き出しましょう。』